

令和8年度秋田県 生活困窮世帯のこどもに対する学習・生活支援事業に関する業務委託に係る企画提案競技

【質問に対する回答】

No	資料	項目	質問内容	回答
1	業務委託仕様書	8 事業内容	リアル（対面）での学習指導や面談を行ってもよいか。また、オンラインからリアルへの切り替えや併用は可能か。	本事業は、地理的な要因や経済的な事情等により学習の機会を十分に得られないこどもたち及びその保護者を対象としてオンライン形式により支援するものです。ただし、業務委託仕様書に定める支援計画作成時の面談や保護者支援においてのみ、より効果的な支援を行う必要性があり、かつ相手方の了解を得られる場合には、対面で実施することも可とします。
2	業務委託仕様書	9 委託料に関する事項	模試なども受けてもらいたいが、そのための現地までの交通費、宿泊費、会場費などに充ててもよいか	本委託料は、オンラインによる学習・生活支援の運営に係る経費を対象としており、生徒等の模試受験料やそれに伴う交通費、宿泊費等の個人に帰属する実費を直接賄うことはできません。
3	業務委託仕様書	8 事業内容	指導にZoomを使用したいが、指定はあるか。また、その年会費を委託料に充ててもよいか。	特定のツールの指定はしませんが、セキュリティが確保されたものを使用してください。ツールのライセンス料（年会費等）は、本業務に使用する期間に係る経費に限り、直接経費として計上可能です。
4	業務委託仕様書	8 事業内容	Zoom等において、同時刻に複数生徒の受講は可能か。	本事業は、個々の生徒等の置かれた状況に寄り添った支援を行うため、原則として1対1の個別支援とします。 オンライン上で他の受講者と対面したり、個人が特定されたりする形式（グループ指導等）は、プライバシー保護及び情報セキュリティの観点から認められません。
5	業務委託仕様書	9 委託料に関する事項	パソコンやWi-Fi環境の整備に委託料を充ててもよいか。	委託料により取得した備品は、その使用が本事業期間に限定されるため、事業完了後の他業務等への転用は、目的外使用にあたることから、原則として本委託料による備品の購入は認めないこととしています。 事業期間内でのレンタルやリースの活用、あるいは既存設備の活用など、備品購入を伴わない手法を検討し、その必要性和経費の妥当性について企画提案書にて提案してください。
6	業務委託仕様書 実施要領	9 委託料に関する事項 9 その他	本申請を通すために相談した個人や法人に謝礼として渡してもよいか。	本企画提案競技の実施要領に規定しているとおり、企画提案に係る費用は、すべて企画提案者（参加を希望した者を含む。）の負担となります。 したがって、申請にあたって外部へ支払った相談料や謝礼等を、本事業の委託料に計上し、支出することは認められません。

7	業務委託仕様書	9 委託料に関する事項	利用人数が少ない場合は、どの程度の減額を見込んでいたらよいか。	委託料は、原則として業務完了後に実績に基づき精算を行うため、実際の支払額が契約上限額を下回る場合があります。 受講者がいなかったために、契約額の全額を減額する場合も想定されます。
8	業務委託仕様書	9 委託料に関する事項	支払時期は事業終了後か。	原則として、委託業務完了後の実績に基づき精算を行う「精算払」となります。 ただし、受託者の運営体制や業務の進捗状況等に応じ、年度内での部分払（月払い等）を契約で定めることも可能です。詳細は、受託候補者決定後の契約締結時に県と協議して決定するものとします。
9	業務委託仕様書	8 事業内容	オンライン個別授業での受講時間や開始時間に規定はないのか。（早朝や22時開始のレッスン、他学年合同、全員入室可能な講座の設定など）	業務委託仕様書において、支援の時間帯を一律に制限する規定はありません。ただし、対象が中学生・高校生であることから、健全な生活習慣を阻害しない範囲（夜間の過度に遅い時間帯を避ける等）で、具体的な時間帯は利用者と協議の上で決定してください。 支援の形態については、他学年合同であっても、1名の講師が同時に個別の支援を行う形を想定している場合は、その具体的な支援体制や効果について、企画提案書で提案してください。 なお、全員入室可能な講座の設定については、No.4の回答のとおりです。